

十勝管内19市町村の区域指定の 今後の取扱いについて



内閣府地方創生推進事務局
2026年8月31日

十勝 A I 農業特区の指定に関する経緯

2026年	1月20日	国家戦略特区諮問会議 - 総理から、「地域未来戦略」の枠組みの下で、産業クラスターの形成や地域活性化の重点分野を設定した規制・制度改革案の集中募集を行い、地域発の取組を、政府一体となって加速化するよう指示
	3月5日	「国家戦略特別区域等における規制・制度改革事項に係る提案 集中募集」を開始
	3月27日	十勝管内19市町村より、11項目の規制・制度改革事項に係る提案
	3月31日	集中募集一次締切
	5月28日	国家戦略特区等WGヒアリング - ロボットトラクタの公道走行の促進（ロボトラと有人トラックの隊列走行の円滑な実現）について（帯広市長出席）
	7月9日	国家戦略特区諮問会議 - 17の戦略分野における投資促進等につながる規制・制度改革の方向性を取りまとめ総理から、「A I 農業特区」の創設に向けた検討を加速するよう指示
	8月6日	国家戦略特区等WGヒアリング - 帯広市長から、十勝管内19市町村の区域指定に係る構想や取組に関する説明、質疑・意見交換
	8月31日	国家戦略特区等WGヒアリング - 十勝管内19市町村の区域指定の今後の取扱いについて

十勝 A I 農業特区の指定について

- WGヒアにおいて、十勝管内19市町村からの規制・制度改革案について議論するとともに、十勝AI農業特区の構想・意欲等について聴取
- 国家戦略特区基本方針に定める指定基準を踏まえ検討した結果、「今後の課題・期待にも留意しつつ、十勝管内19市町村を国家戦略特区として指定し、取組を進めることが適当」と考える。

全体の評価について

- 19市町村の連名により計11項目の規制・制度改革提案を行い、7月の諮問会議までに全ての対応方針の決定に至った実行力は評価できる。
- 十勝管内19市町村による共同提案、産学官による推進組織の設置、規制・制度改革提案とその対応方針の決定は、地方公共団体の高い意欲と実行力を示すものとして評価できる。
- 人口減少下での農業の生産性向上という観点から、重要性の高い提案である。特に、大区画圃場という十勝の条件は、A Iや自動化技術の実証地として適している。
- 帯広畜産大、農研機構、道総研といった、実績を積み重ねてきた研究機関の存在も心強い要素である。本特区構想は、安全保障上も多大の意義を有するであろう。
- 十勝の地域特性を背景に、ロボットトラクタ、ドローン、通信環境及び研究拠点の整備を一体的に推進する本提案には、区域内における農業生産性の向上、省人化及び食料供給基盤の強化に相当の効果が期待できる。
- 十勝における取組が農業の国際競争力を強化することにつながり、AIを活用した先進的なインフラが国全体に波及していく将来性に大変期待できる。

今後の取組が期待される点について

- 提案されている規制緩和等の措置が実現したあとの、地域全体の鳥瞰的な姿、それにいたるスケジュールを示すことが必要ではないか。
- 多数の自治体からなる事業であり、リーダーシップやガバナンスをどう取るかの検討は重要である。指定後も継続的に規制・制度改革提案を行う仕組みを協議会の中に位置付け、早期に整理することを期待する。
- 大規模畑作を前提とした知見のうち、何が規模に依存し、何が他地域に一般化可能なのかを意識した検証を実施していただきたい。
- 十勝で蓄積されたデータと知見を、地域や作物、農業経営の違いを越えて利用可能な汎用性の高い農業 A I の開発及び全国展開に、どのようにつなげていくのかを明確にすることを期待する。
- KPI（できる限り定量的な指標も含め）を設定し、進捗状況を関係者で共有しながら進めるようにしていただきたい。
- 省力化して生産性を上げると同時に、スマート農業の魅力を管内外に伝え、人員確保・養成の工夫をしていただきたい。
- 工学系研究機関・テック企業の具体的な参画主体と時間軸を明らかにしていただきたい。

十勝 A I 農業特区の区域方針案

XVII. 十勝管内19市町村

1. 対象区域

北海道帯広市、河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町

2. 目標

A I 農業の開発・実証フィールドに適した、地理的・歴史的な地域のポテンシャルを生かしながら、十勝管内19市町村の連携により「十勝 A I 農業特区」として、工学系研究機関やテック企業の呼び込みを始めとする A I 農業研究の拠点化や、革新的な A I 農業技術の開発・実証及び実装環境の整備を図り、A I 農業技術の開発・実証から社会実装までの一体的な取組を推進する。

革新的事業連携型の国家戦略特区の枠組みを活用し、革新的な事業に速やかに取り組むことにより、人手不足やコスト高といった課題の解決に向けて対応するとともに、将来にわたり「食料基地」としての役割を果たしつつ、A I 農業を全国に普及していく A I 農業先進地を目指す。

3. 政策課題

- (1) 規制・制度改革等を通じた農業分野における A I 利活用の促進
- (2) 研究機能の強化と実証実験の積極的展開
- (3) 開発・実証及び設備導入等に対する支援
- (4) A I 農業先進地としての機運醸成・情報発信

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

< A I 農業技術の開発・実証及び実装環境の整備 >

- ・ ロボットトラクタの公道自動走行の社会実装に向けた環境整備
- ・ ドローン飛行における飛行計画通報手続等の簡素化
- ・ その他の A I 農業技術の開発・実証及び実装環境の整備に必要な事項

< A I 農業研究の拠点の形成 >

- ・ 工学系研究機関やテック企業の参入促進
- ・ 公的研究拠点の機能充実
- ・ その他の A I 農業研究の拠点形成に必要な事項

(参考)

十勝が目指す姿（構想の概要）

十勝が有するポテンシャルの高さ

- 国は、社会課題の解決や包摂的な成長を実現するため、**A I 利活用の加速的推進**を図るとしており、また、2030年までに食料自給率を38%から45%への引き上げを目指す中、生産性向上やコスト低減に向けて**スマート農業技術の導入**などを進めることとしています。
- 大規模専業経営が多い北海道において、十勝は、開拓以降、**新しい農業技術を積極的に取り入れ**、食料自給率1,295%を誇る今日の大規模畑作酪農地域の地位を確立してきました。また、帯広畜産大学や農業試験場など**農業と食の研究機関や農業機械メーカーが集積**するほか、道央地域と道東地域をつなぐ**交通の要衝**にも位置づけられており、**A I 農業の開発・実証、実装の先進地となるポテンシャルを有しています。**

「AI農業特区」を通じて、目指す姿

- この、歴史的、地理的な十勝のポテンシャルを活かし、「AI農業特区」を活用しながら、工学系研究機関やテック企業を呼び込み**AI農業研究の拠点化**を図るとともに、**AI農業技術の開発・実証、実装環境の整備**を図り、それらのスピードを加速化します。
- こうした取組を通じて、十勝は、人手不足やコスト高などの課題を解決し、将来にわたり食料供給地域としての役割を果たしつつ、A I 農業を全国に普及していく**AI農業先進地を実現**します。

目指す姿の実現に向けた取組（規制の特例措置等）

研究拠点化

テック企業の立地促進

AI農業を支援する「テック企業」の立地促進に向けた、優良農地の転用に係る関連法等の規制緩和や税制優遇など

研究機能充実

「AI農業技術」の早期開発に向けた、公的研究機関の機能強化 など

開発実証環境整備

ロボットトラクタ

農作業の省力化・効率化に向けた**ロボトラを公道走行させるための法令等の適用** など

ドローン

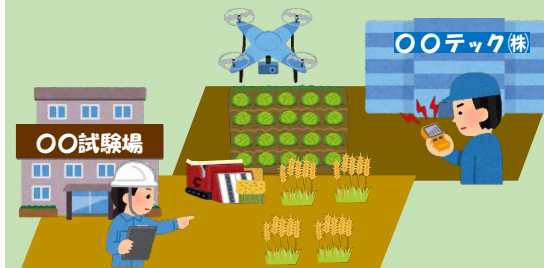
ドローンを活用した**農業散布や鳥獣駆除、農業資材輸送**のための、夜間飛行や目視外飛行の要件緩和 など

通信

広大な農地で通信距離が離れても**データの送受信の遅れ等を発生させない**ための送信電力制限の緩和 など

目指す姿

AI農業研究の拠点化



AI農業の開発・実証、実装環境の整備



AI農業先進地の実現

(参考)

国家戦略特区の指定の基準

『国家戦略特別区域基本方針』（2014年2月25日閣議決定）「第三 1. 国家戦略特区の指定の基準」より

ア) 区域内における経済的社会的効果

当該区域において実施されるプロジェクトにより当該区域内において大きな経済的社会的効果が生じること。

イ) 国家戦略特区を越えた波及効果

当該区域においてプロジェクトを実施することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を通じて、全国的な社会的経済的効果も含め、広く波及効果を及ぼすものであること。

ウ) プロジェクトの先進性・革新性等

当該区域において実施されるプロジェクトが、先進性・革新性を有するもの（従来なかった取組を新しく行う場合を含む。）であり、日本の経済社会の風景を変えるような取組と認められること（国内外に発信する価値のある日本の魅力や日本で培われた制度等を活かした取組を含む。）。

エ) 地方公共団体の意欲・実行力

区域内の地方公共団体が、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成のために、地域独自の取組を進め、又は進めようとしているなど課題に取り組む意欲が高く、規制・制度改革をスピード感をもって、継続的に遂行する実行力があると認められること。

オ) プロジェクトの実現可能性

区域内の地方公共団体並びに特定事業等を実施すると見込まれる者において、プロジェクトを推進する体制が構築されており、関係者間の必要な合意形成が進んでいるなど国家戦略特区におけるプロジェクトの実現可能性が高いこと。

カ) インフラや環境の整備状況

産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で、それに必要な産業、都市機能等の相当程度の集積があるなど、目的の実現に必要なインフラや環境が整っている、又は整うことが見込まれること。

キ) 区域指定の分類に応じ、それぞれ以下の事項

a) 「比較的広域的な指定（都道府県又は一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定する区域指定）」の場合には、当該区域において実施されるプロジェクトが、分野横断的な広がりを持っている等の包括性・総合性を有すること。

b) 「革新的事業連携型指定（一定の分野において、地域以外の視点も含めた明確な条件を設定した上で、国家戦略として革新的な事業を連携して強力に推進する市町村を絞り込んで特定し、地理的な連担性にとらわれずに指定する区域指定）」の場合には、当該区域において実施されるプロジェクトが、高い価値を有し、当該区域でしか実現できないほどの革新性を有すること。

c) 略

(参考) 国家戦略特区の指定区域 (2026年8月時点)

- 1次指定 [平成26年5月1日]
- 2次指定 [平成27年8月28日]
- 3次指定 [平成28年1月29日]
- スーパーシティ [令和4年4月15日]
- デジタル田園健康特区 [令和4年4月15日]
- 連携“絆”特区 [令和6年6月26日]
- 北海道 (「金融・資産運用特区」創設に伴う指定) [令和6年6月26日]
- 千葉県 (東京圏の追加指定) [令和7年7月2日]

